

「健康保険被扶養者資格確認」のよくあるご質問について

現在、扶養家族のいらっしゃる被保険者様宛に「健康保険被扶養者資格確認」を送付させていただいております。この調査は被扶養者の方が、引き続き加入基準を満たしているかどうかを確認するためのものです。過去の資格確認の際、お問い合わせが多かった質問について回答を掲載いたしましたので、ご参考ください。

- ・資格確認については[こちら](#)
- ・収入については[こちら](#)
- ・回答書については[こちら](#)
- ・添付資料については[こちら](#)

◆資格確認について

	質問内容	回答
1	なぜこのような確認が必要なのでしょう。	被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、適正な給付を行うためです。健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省通知等により、認定後も扶養状況確認を行うようになっております。届け出漏れ等により、認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、皆様から頂いている健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支払うこととなり、健康保険組合財政の悪化、ひいては保険料率の引き上げにつながってしまう可能性があります。

◆回答書について

	質問内容	回答
1	以前、会社へ届出をし家族を扶養から外しましたが、回答書に印字がされています。どうしたらいいでしょうか。	健康保険上の扶養削除手続きは、会社へ提出する税金の届出とは別の手続きが必要です。健康保険の扶養削除手続きは、『健康保険被扶養者（異動）届』という帳票と、『削除対象者の健康保険証』を健康保険組合に提出いただく必要があります。詳しくはデンソー健康保険組合HPもしくは、職場の書記、健保担当窓口へお問い合わせください。
2	回答書に扶養家族になっている他の家族の印字がありません。加筆したほうがいいでしょうか。	当健保では、年齢や続柄に分けて確認を送付させていただいております。回答は印字がされている方のみ、ご回答ください。
3	先日保険証を返却し扶養削除した、家族の名前が印字されています。回答の必要はありますか。	データの抽出時期により、すでに手続きをさせていただいている方にも回答書が送られてしまうことがあります。お手数ですが、回答書備考欄に【削除申請済み】とご記入いただき、回答書のみご返送ください。
4	確認対象者は現在は無職ですが、昨年12月までは扶養範囲内でアルバイトをしていました。所得証明書には昨年の収入が記載されていますが、問題ありませんか。	回答書の備考欄に【〇〇年●月●日退職】と記入の上、ご提出ください。
5	確認回答書を書き間違えてしまいました。どのように訂正をしたいと思いますか。	二重線を引き、正しい回答をあいているスペースに記入してください。訂正印は不要です。

◆収入について

	質問内容	回答
1	年間の収入とはどういった収入が含まれますか。	健康保険の収入は、一時的な収入は含まれませんが、定期的に得られる収入については収入とみなします。詳しくはHP内の【被扶養者になるための収入の条件】をご覧ください。
2	パート、アルバイトによる給与と収入がある場合、給与明細のどこを収入としてみたいですか。	健康保険の収入には、非課税の交通費等も含まれます。総支給額をご確認ください。
3	所得証明書に記載されない「遺族年金」や「障害年金」も収入に含めますか。	遺族年金や障害年金は税法上は非課税ですが、健康保険の被扶養者となるための収入には含まれます。受給している場合は、回答書にご記入の上「直近の年金はがきのコピー」をご提出ください。
4	父が他界しました。母が遺族年金をいくもらっているかわかりませんが、確認の必要はありますか。	上記の回答通り、収入に含まれるため必ず確認して「直近の年金はがきのコピー」をご提出ください。

◆添付資料について

	質問内容	回答
1	添付書類はすべて原本を提出しなければいけませんか。	添付書類はすべてコピーで問題ありません。
2	添付書類発行に伴う手数料等はどうなりますか。	手数料等は、ご自身で負担願います。
3	所得証明書はどこで発行してもらえますか。	住民票を置いている、市区町村役場で発行してもらえます。転居等して住所が変わっている場合は以前お住まいだった場所の市区町村役場にて郵送にて取り寄せが可能です。方法は各市区町村へお問い合わせください。
4	所得証明書等の添付書類を取りに行く時間がありません。	ご本人でなくても同居のご家族であれば、取得は可能です。また、それ以外の方が証明書類を取得する場合は委任状等が必要となりますので、詳しい方法はお住まいの市区町村役場へご確認ください。
5	確認対象者に収入がない場合でも、所得証明書は必要ですか。	無収入であることを確認するため、所得証明書もしくは非課税証明書をご提出ください。
6	確認対象者が遠方の大学に行っており、別居をしていますが住民票は変更していません。所得証明書はどこで発行してもらえますか。	平成31年1月1日に住民票を置いた市区町村役場で発行してもらえます。ご家族であれば本人ではなくても取得が可能です。
7	確認対象者とは別居しており、住民票も別居先に入っています。昨年は無職で収入がありませんでしたが、所得証明書を取りに行ったところ、所得金額が0円であるという申告が必要とされました。わざわざ申告をして証明書の発行が必要ですか。	無収入だったことを公的に証明していただくため、証明書の提出が必要です。お手数ですが、0円の申告をしていただき、証明書を発行してもらってください。その際に必要なものについては、各市区町村役場へご確認ください。
8	母は無職で年金収入のみです。提出書類は年金のはがきのコピーのみでよいのでしょうか。	年金以外の収入がないか確認するために『所得証明書』が必要です。『年金はがきのコピー』と『所得証明書』を両方提出してください。
9	住民票（写し）の記載内容はどのような項目が必要ですか。	個人番号以外はすべて記載してください。
10	直近の給与明細書をなくしてしまいました。どうしたらいいですか。	ある月の分だけない場合は、お手元にある中で、新しいものを3か月分ご提出ください。 (例) 5・6・7月のうち、6月分を紛失した場合 ⇒ 4・5・7月分でも可 もし、すべて処分してしまった場合は給与が振り込まれている通帳のコピーをご提出ください。
11	確認対象者に給与収入がある場合、所得証明書と直近3か月分の給与明細はなぜどちらも提出が必要なのでしょうか。	所得証明書は昨年度の収入が基準を超えていなかったか、直近3か月分の給与明細は今年の見込み収入を確認するためにどちらも提出が必要です。
12	扶養家族が自営業をしていますが、所得証明書に営業所得等の記載があれば、確定申告書と収支内訳書の提出は不要ですか。	自営業の方の収入は総収入から直接的必要経費を差し引いた額で判断いたします。直接的必要経費は税法上で認められている経費とは異なりますので、必ず確定申告書の控え一式（収支内訳書を含む）をご提出ください。
13	現在確認対象者が海外に在住しています。その場合は何を添付したらよろしいでしょうか。	回答書備考欄【海外在住】と記入の上、日本にいると同様に収入がある方については『年間の収入が確認できる書類』『直近3か月の収入が確認できる書類』『被保険者からの送金証明』を添付ください。書類は取り寄せをしなくても、写真等の画像データを印刷したもので問題ありません。
14	確認対象者とは別居していますが、仕送りの証明は具体的にどのようなものが必要ですか。	通帳の場合は、誰から誰にいくら仕送りがされているかわかるように、通帳の表紙と直近1年間分のコピーをご提出ください。払込票の場合は、直近1年間分のコピーをしご提出ください。
15	単身赴任による対象者との別居の場合は、仕送りの証明書類は提出が必要ですか。	単身赴任等の会社都合による別居の場合は、証明書類は提出不要ですが、回答書に仕送りの金額をご記入ください。